

	案件番号	1 港南区港南台一丁目									
適地 の 検 討	1 計画地の概要	<p>ア 区分 道路予定区域等</p> <p>イ 所在（地番） 港南区港南台一丁目3443-81 ほか</p> <p>ウ 面積 421.52㎡</p> <p>エ 立地・交通 JR根岸線「洋光台駅」から北西へ1.0キロメートル JR根岸線「港南台駅」から北東へ1.0キロメートル</p> <p>オ 用途地域等 第1種住居地域 建ぺい率60% 容積率200% 第4種高度地区 準防火地域</p> <p>カ 接道 西側：市道、幅員（歩道なし）6.0m、舗装有</p>									
	2 周辺地域の概要	中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域									
	3 建築の可否 及び構造	建築不可とする									
	4 用途 又は 入札対象施設	自動車駐車場、駐輪場									
	5 占用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として5年ごとに占用許可の更新手続きをする。 ・最大20年とする。ただし、占用期間の終了日は3月31日とする。 									
	6 留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住居等へ騒音対策等の配慮をすること。 ・警察署長及び道路管理者等の協議による安全対策を講じること。 ・敷地内に上下水道が埋設されているため、必要に応じて各管理者と協議すること。 ・占有者は、市が指示する範囲には新たな占有物件を設置しないこと。 									
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・価格評価占有入札案件とする。 <p><※占用料の額の最低額></p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 駐車場法に規定する路外駐車場</td> <td>: 2,750円（年/1㎡あたり）</td> </tr> <tr> <td>(2) 上記以外の駐車場</td> <td>: 5,500円（年/1㎡あたり）</td> </tr> <tr> <td>(3) 自転車等駐車器具で一般公共の用に供されるもの</td> <td>: 1,918円（年/1㎡あたり）</td> </tr> <tr> <td>(4) 上記以外の自転車等駐車器具</td> <td>: 3,836円（年/1㎡あたり）</td> </tr> <tr> <td>(5) (1)から(4)の占有物件から複数設置する場合</td> <td>: 最も金額が高い占用料の額</td> </tr> </table>	(1) 駐車場法に規定する路外駐車場	: 2,750円（年/1㎡あたり）	(2) 上記以外の駐車場	: 5,500円（年/1㎡あたり）	(3) 自転車等駐車器具で一般公共の用に供されるもの	: 1,918円（年/1㎡あたり）	(4) 上記以外の自転車等駐車器具	: 3,836円（年/1㎡あたり）	(5) (1)から(4)の占有物件から複数設置する場合	: 最も金額が高い占用料の額
(1) 駐車場法に規定する路外駐車場	: 2,750円（年/1㎡あたり）										
(2) 上記以外の駐車場	: 5,500円（年/1㎡あたり）										
(3) 自転車等駐車器具で一般公共の用に供されるもの	: 1,918円（年/1㎡あたり）										
(4) 上記以外の自転車等駐車器具	: 3,836円（年/1㎡あたり）										
(5) (1)から(4)の占有物件から複数設置する場合	: 最も金額が高い占用料の額										

※上記内容を基に、募集要項または占有入札指針を策定します。

案件番号		2 港南区東芹が谷
適地 の 検 討	1 計画地の概要	ア 区分 道路予定区域等 イ 所在（地番） 港南区東芹が谷1341-35 ほか ウ 面積 225.65㎡ エ 立地・交通 横浜市営地下鉄ブルーライン「上永谷駅」から北へ1.1キロメートル オ 用途地域等 第1種住居地域 建ぺい率60% 容積率200% 第4種高度地区 準防火地域 カ 接道 南側：市道、幅員6.3m、舗装有
	2 周辺地域の概要	中規模一般住宅が多い既成住宅地域
	3 建築の可否 及び構造	建築不可とする
	4 用途 又は 入札対象施設	自動車駐車場、駐輪場
	5 占用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として5年ごとに占用許可の更新手続きをする。 ・最大20年とする。ただし、占用期間の終了日は3月31日とする。
	6 留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住居等へ騒音対策等の配慮をすること。 ・警察署長及び道路管理者等の協議による安全対策を講じること。 ・占有者は、占用許可の範囲外で市が指示する土地の管理をすること。
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・価格評価占用入札案件とする。 <※占用料の額の最低額> (1) 駐車場法に規定する路外駐車場 : 2,750円（年/1㎡あたり） (2) 上記以外の駐車場 : 5,500円（年/1㎡あたり） (3) 自転車等駐車器具で一般公共の用に供されるもの : 1,519円（年/1㎡あたり） (4) 上記以外の自転車等駐車器具 : 3,037円（年/1㎡あたり） (5) (1)から(4)の占用物件から複数設置する場合 : 最も金額が高い占用料の額	

※上記内容を基に、募集要項または占用入札指針を策定します。